

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 元年 7月30 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

奈良県橿原市内膳町5丁目5-9

株式会社中部トータルサービス

代表取締役 福土 富男

TEL 0744-24-1228

FAX 0744-24-3637

fukugami@cts-nara.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 元年 7 月 30 日

申請者 氏名又は名称 奈良県橿原市内膳町5丁目5-9
住 所 株式会社中部トータルサービス
代表者氏名 代表取締役 福上 富男



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|--|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| ダイエウトリシマリヤク 代表取締役 福上 富男 | トリシマリヤク 取締役 福上 敏子 トリシマリヤク 取締役 大橋 章子 カンサヤク 監査役 中森 節子 |
| 事業の範囲 | 総合建物管理 ・貯水槽、受水槽の設計、施工及び保守管理 ・建物の給排水設備点検、及び補修工事 ・浄化槽点検 ・管洗浄工事の請負、施工 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|---|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社中部トータルサービス |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 634-0804 住所 奈良県橿原市内膳町5丁目5-9 電話番号 0744-24-1228 F AX番号 0744-24-3637 メールアドレス hukugami@cts-nara.co.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| コマイ ダイク 駒井 大祐 | 第282508号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 元 年 7 月 30 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数量 | 備 考 |
|----------------|------------|---------------|----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | 金切りのこ | 固定式鋸弦 | 1 | |
| | 銅管カッター | 1/2～1 | 1 | |
| | エンビカッター | φ13～25 | 1 | |
| 管の加工用の 機械器具 | パイプねじ切り機 | MCC ｼﾞﾌﾟ ﾞ 25 | 1 | |
| | やすり | 中目 | 1 | |
| 接合用の 機械器具 | パイプレンチ | 350 mm | 2 | |
| | コーナーレンチ | 350 mm | 2 | |
| | トーチランプ | REX ABT-12 | 1 | |
| | モンキーレンチ | 250 mm | 2 | |
| | モーターレンチ | 280 mm | 2 | |
| 水圧テストポンプ | 電動水圧テストポンプ | キョーワ KY-20A | 1 | |
| | 手動水圧テストポンプ | キョーワ T-50KP | 1 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 元 年 7 月 30 日

申請者

氏名又は名称 奈良県橿原市内膳町5丁目5-9
住 所 株式会社中部トータルサービス
代表者氏名 代表取締役 福上 富 男



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市内膳町五丁目5番9号
株式会社中部トータルサービス

| | | |
|------------------|--|---|
| 会社法人等番号 | 1500-01-010719 | |
| 商号 | 株式会社中部トータルサービス | |
| 本店 | 奈良県橿原市内膳町五丁目5番9号 | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | |
| 会社成立の年月日 | 昭和52年3月29日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物の冷暖房、空調、給排水衛生設備の日常運転、施工、管理及び補修工事 2. 建物の電気、機械、防火設備の日常運転、施工、管理及び補修工事 3. 電気工事の請負、設計、施工 4. 管工事の請負、設計、施工 5. 管洗浄工事の請負、施工 6. 貯水槽、受水槽の設計、施工及び保守管理 7. 給排水衛生設備工事の請負、設計、施工及び保守管理 8. 機械器具設置工事の請負、設計、施工及び保守管理 9. 消防設備工事の請負、設計、施工及び保守管理 10. 産業廃棄物の収集、運搬、保管 11. 業務用冷暖房設備の設計、販売、施工及び保守点検 12. 古物営業 13. 前各号の目的達成に関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成24年 7月13日変更 平成24年 7月18日登記</p> | |
| 発行可能株式総数 | <u>800株</u> | |
| | 8万株 | 平成30年10月 1日変更 ----- 平成31年 1月11日登記 |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 <u>200株</u> | |
| | 発行済株式の総数 2万株 | 平成30年10月 1日変更 ----- 平成31年 1月11日登記 |
| 株券を発行する旨の定め | 当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> | |

| | | | |
|---------------|-----------------------------------|------|--|
| 資本金の額 | 金1000万円 | | |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 | | |
| 役員に関する事項 | 取締役 | 福上富男 | 平成26年 9月30日重任 平成26年11月19日登記 |
| | 取締役 | 福上富男 | 平成30年 9月11日重任 平成30年 9月14日登記 |
| | 取締役 | 福上畝子 | 平成26年 9月30日重任 平成26年11月19日登記 |
| | 取締役 | 福上畝子 | 平成30年 9月11日重任 平成30年 9月14日登記 |
| | 取締役 | 大橋篤 | 平成26年 9月30日重任 平成26年11月19日登記 平成28年 2月25日死亡 平成28年 3月 7日登記 |
| | 取締役 | 大橋章子 | 平成28年 2月25日就任 平成28年 3月 7日登記 |
| | 取締役 | 大橋章子 | 平成30年 9月11日重任 平成30年 9月14日登記 |
| | 奈良市学園大和町一丁目62番地 代表取締役 | 福上富男 | 平成26年 9月30日重任 平成26年11月19日登記 |
| | 奈良市学園大和町一丁目62番地 代表取締役 | 福上富男 | 平成30年 9月11日重任 平成30年 9月14日登記 |

奈良県橿原市内膳町五丁目5番9号
株式会社中部トータルサービス

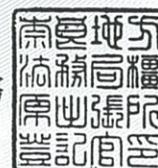
| | | |
|--------------------|--------------------------------------|---|
| | 奈良市学園大和町三丁目53番地 代表取締役 <u>大橋 篤</u> | 平成26年 9月30日重任 ----- 平成26年11月19日登記 ----- 平成28年 2月25日死亡 ----- 平成28年 3月 7日登記 |
| | 監査役 <u>中森 節子</u> | 平成24年 9月10日重任 ----- 平成24年 9月11日登記 |
| | 監査役 <u>中森 節子</u> | 平成30年 9月11日重任 ----- 平成30年 9月14日登記 |
| | | |
| 取締役会設置会社 に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社 に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 |
| 登記記録に関する 事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成16年 5月24日移記 |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 7月30日
奈良地方法務局橿原出張所
登記官

房 本 務



(株券の発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申し出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。

定 款

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式は、譲渡制限を設けず、自由に譲渡することができる。

(相続人等に対する株式の承継請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継に対し、当該株式を当社に売り渡すことができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を記載する請求をするには、当社所定の書式による請求書に請求書の提出を請求する。ただし、法律に定めがある場合には、株式取得者が直接請求することとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求する場合は、当社所定の書式による請求書に請求書の提出を請求する。これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

株式会社中部トータルサービス

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。
2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当社所定の書式に



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社中部トータルサービスと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物の冷暖房、空調、給排水衛生設備の日常運転、施工、管理及び補修工事
2. 建物の電気、機械、防火設備の日常運転、施工、管理及び補修工事
3. 電気工事の請負、設計、施工
4. 管工事の請負、設計、施工
5. 管洗浄工事の請負、施工
6. 貯水槽、受水槽の設計、施工及び保守管理
7. 給排水衛生設備工事の請負、設計、施工及び保守管理
8. 機械器具設置工事の請負、設計、施工及び保守管理
9. 消防設備工事の請負、設計、施工及び保守管理
10. 産業廃棄物の収集、運搬、保管
11. 業務用冷暖房設備の設計、販売、施工及び保守点検
12. 古物営業
13. 前各号の目的達成に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式に

よる請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

(招 集)

第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3箇月以内、臨時株主総会は必要がある毎に招集する。総会の日時及び場所は取締役会において定める。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から

10年間、同項の書面又は電磁的記録を当社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第24条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第25条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。役付取締

役は取締役会の決議により代表取締役とすることがある。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第29条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第30条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第32条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第33条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第34条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。



(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(相談役及び顧問)

第36条 取締役会の推薦により相談役または顧問を置くことができる。相談役及び顧問は取締役会に出席して意見を述べるができる。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第37条 当会社に監査役を置く。

(監査役の権限)

第38条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第39条 当会社の監査役は1名以内とする。

(監査役の選任)

第40条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第41条 監査役の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議により1事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第46条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当社の定款に相違ありません。

2019年 7月30日

株式会社中部トータルサービス

代表取締役 福上富男



第二八二五〇八号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

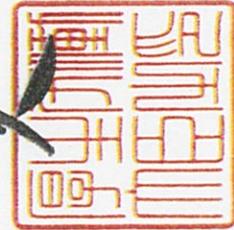
氏名 駒井大祐

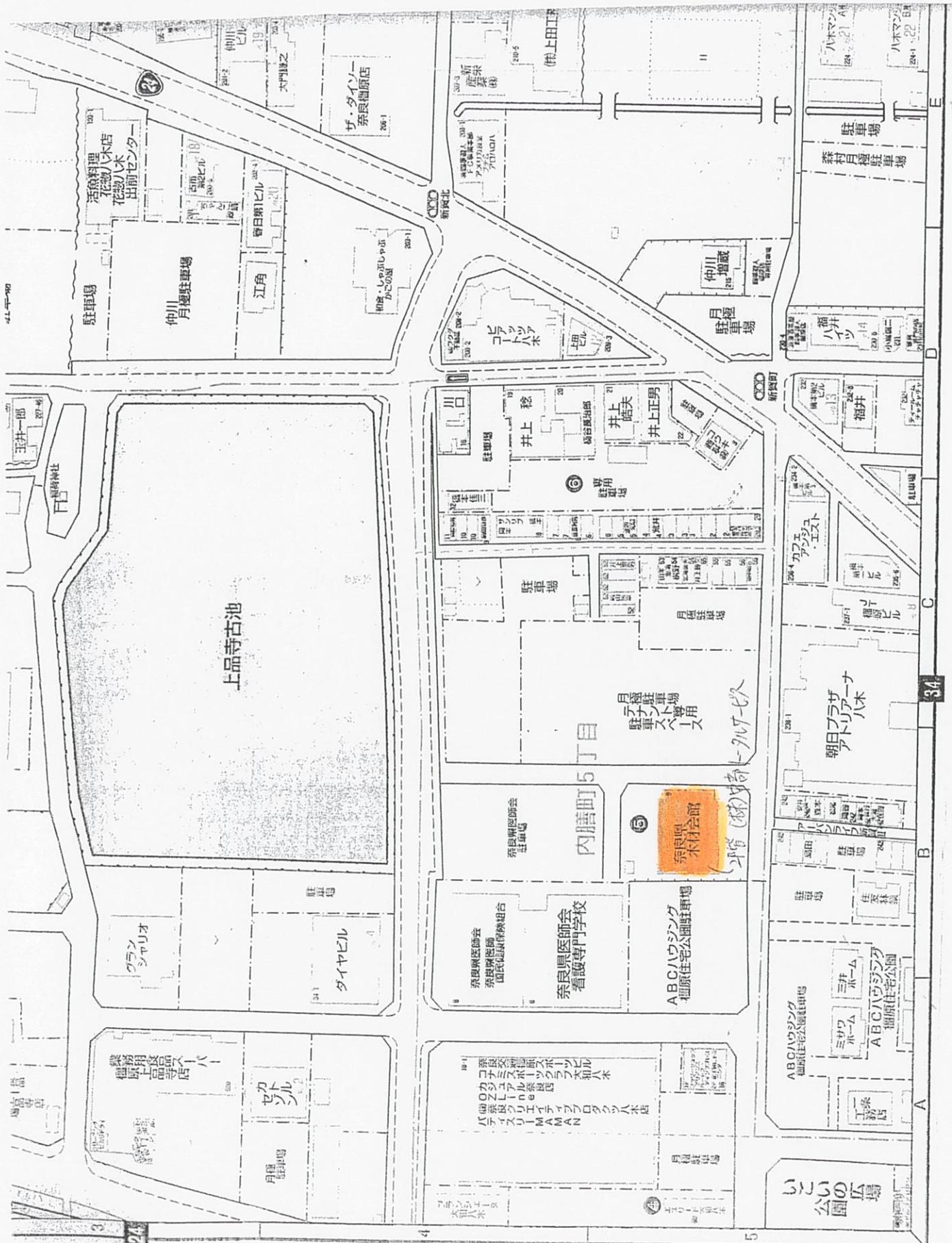
昭和六十一年十二月二十五日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎恭久



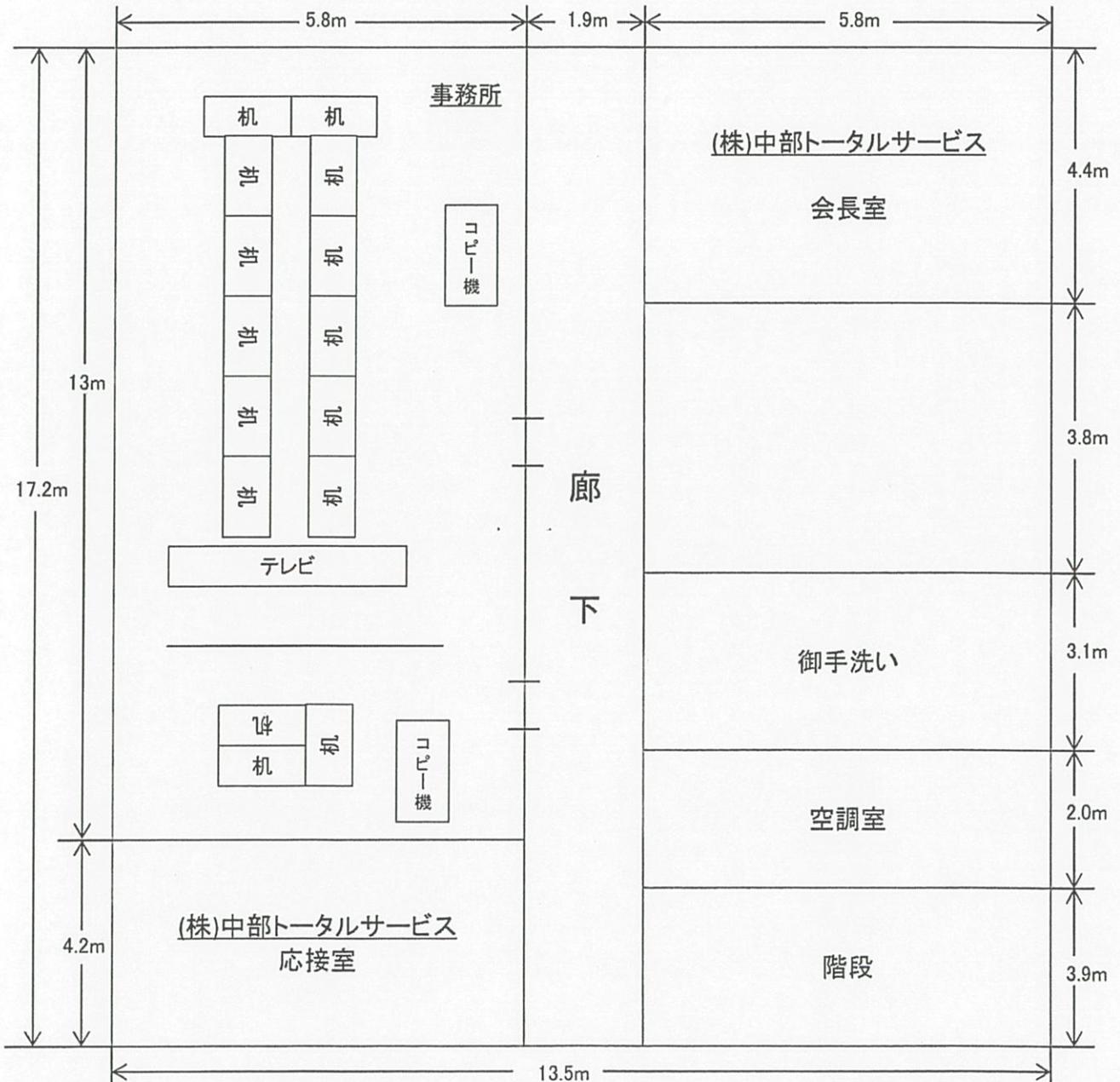


4.1-1-20

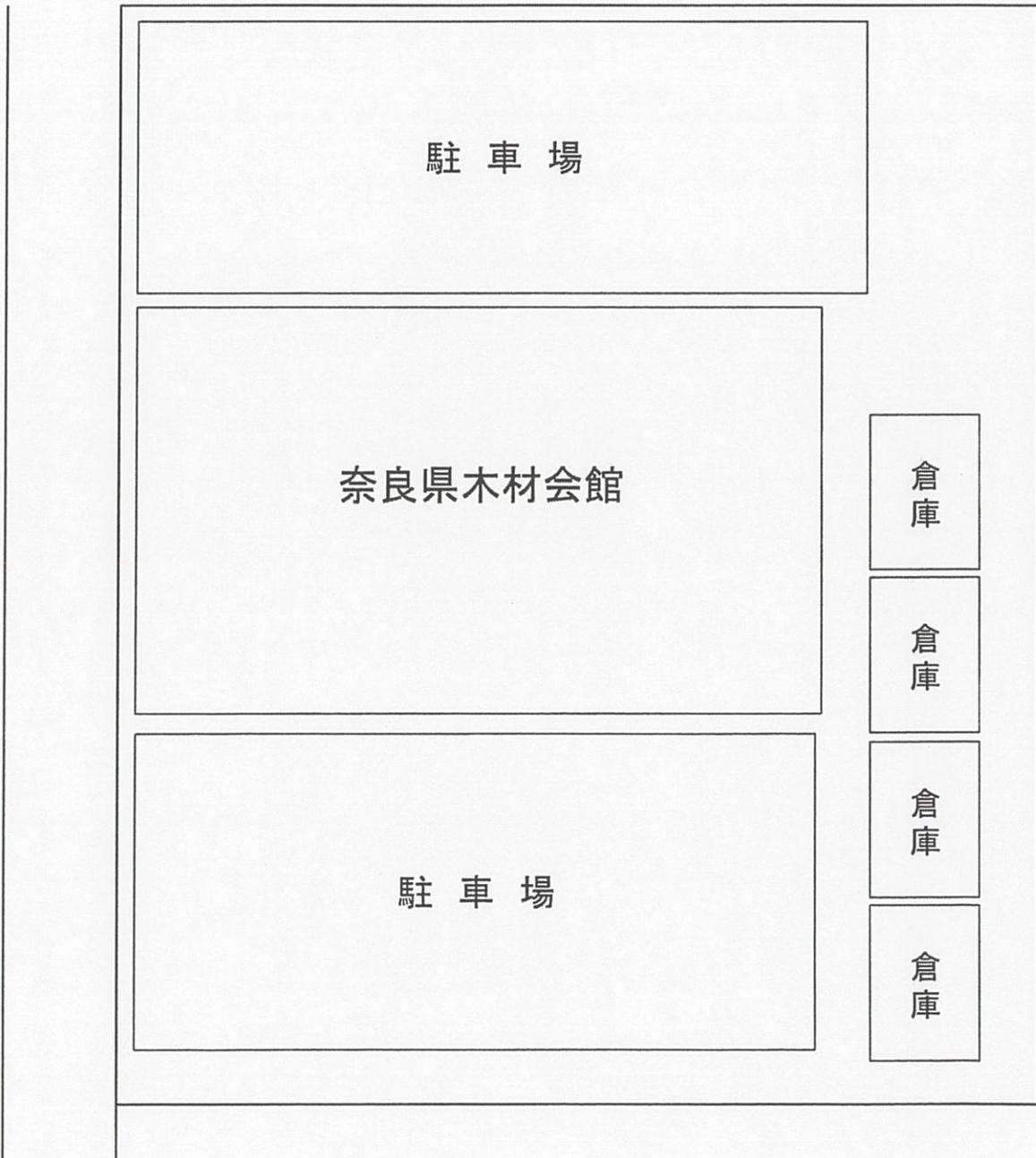
34

事務所 平面図

奈良県木材会館 2階

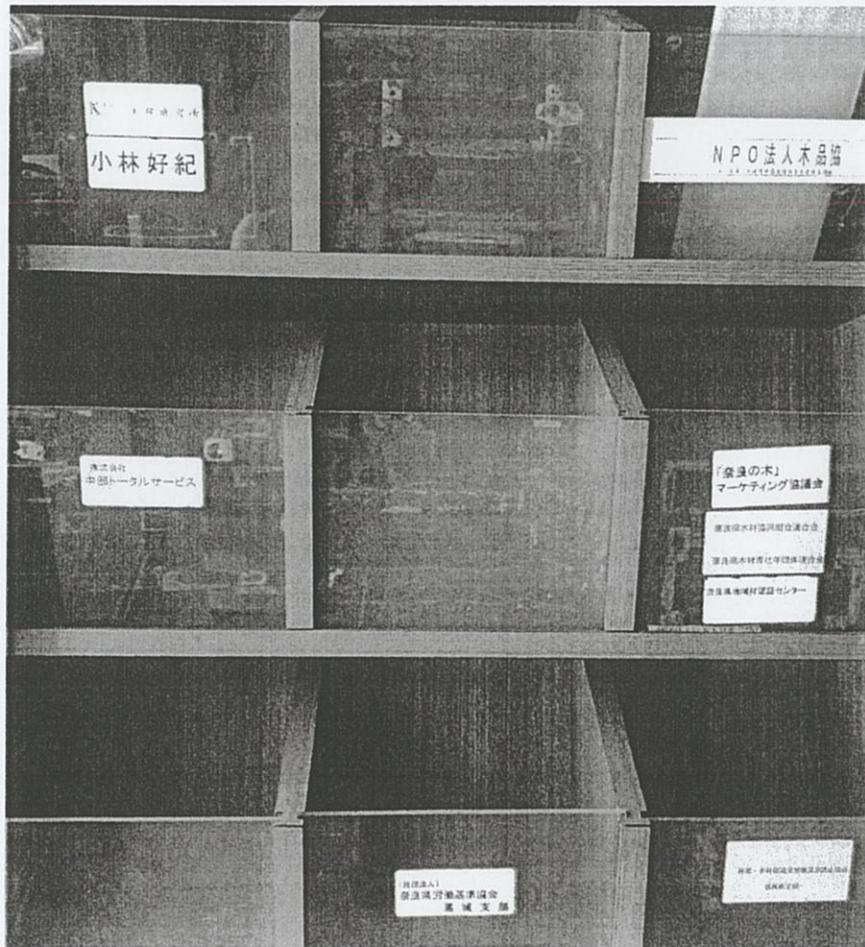


建物・倉庫 平面図





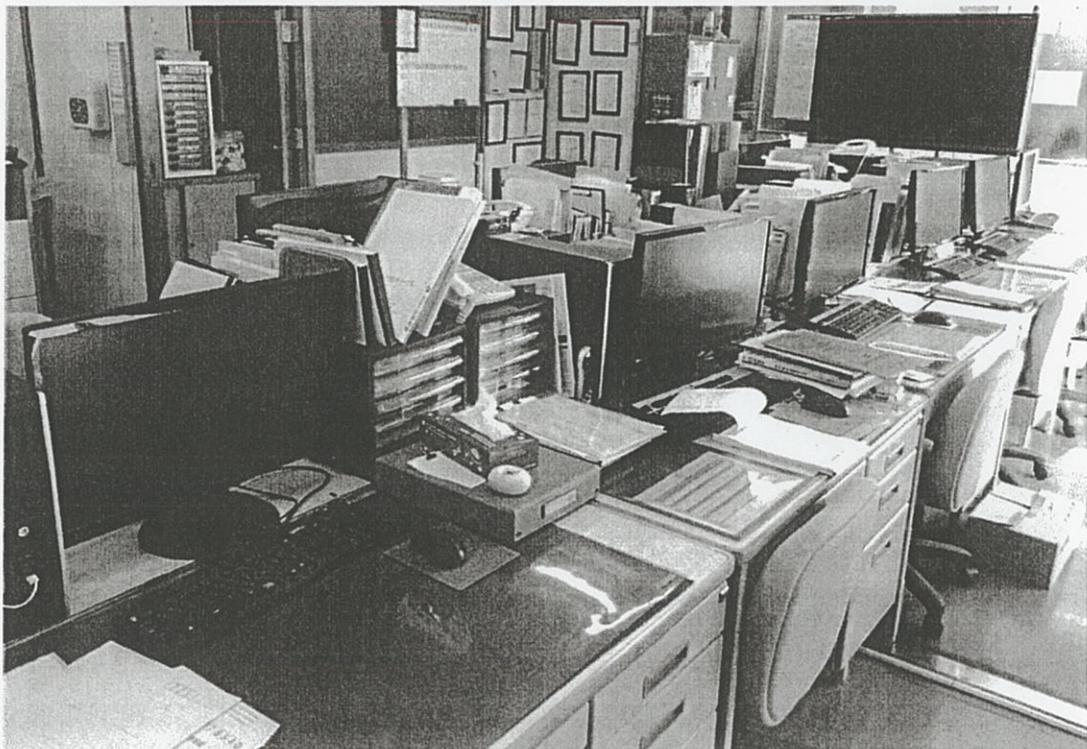
建物 外観



郵便受け

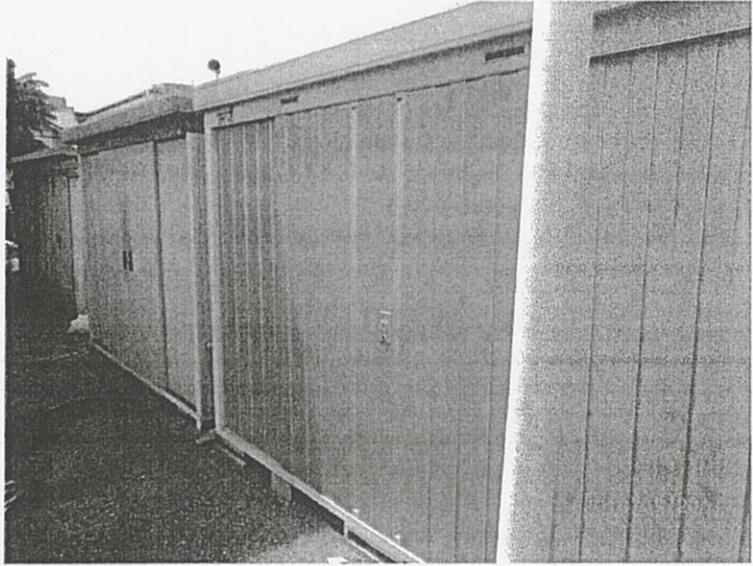


事務所 入口



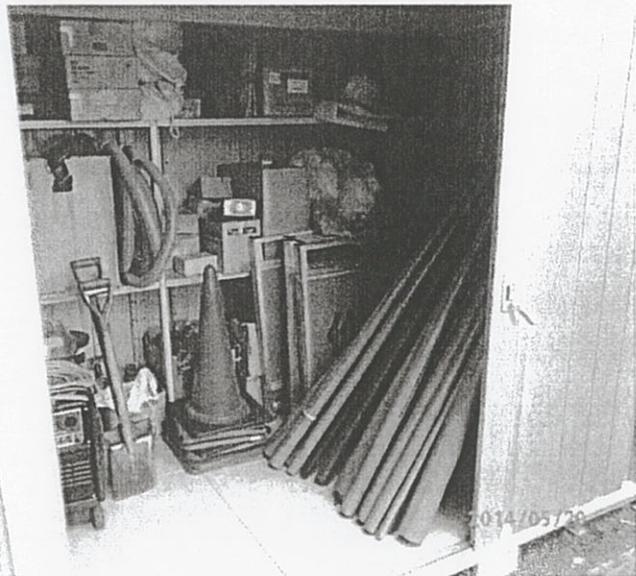
事務所 内部

倉庫 外観



倉庫 内部

倉庫 内部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

奈良県橿原市内膳町5丁目5-9
株式会社中部トータルサービス
代表取締役 福上富男 印
TEL 0744-24-1228
FAX 0744-24-3637
fukugami@cts-nara.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和元年7月30日

届出者

氏名又は名称 奈良県橿原市内橿原5丁目5-9

住 所 株式会社中部トータルサービス

代表者氏名 代表取締役 福上 雷 男

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出

をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|---------------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 中部トータルサービス | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 駒井 大祐 | 第282508号 | 令和元年 7月30日 |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二八二五〇八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 駒井大祐

昭和六十一年十二月二十五日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎恭久

